

○中国学園大学学位規程

平成14年4月1日

改正 平成18年4月1日

平成23年4月1日

平成27年4月1日

令和5年5月16日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び中国学園大学学則第35条並びに中国学園大学大学院学則第35条及び第36条に基づき、中国学園大学が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士とする。

2 学位は、それぞれの専攻領域に応じ次のとおりとする。

現代生活学部人間栄養学科 学士（栄養学）

子ども学部子ども学科 学士（子ども学）

国際教養学部国際教養学科 学士（国際教養）

現代生活学研究科人間栄養学専攻 修士（栄養学）

子ども学研究科子ども学専攻 修士（子ども学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位授与の申請)

第5条 修士の学位の授与の申請をする者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文を添え、研究科長を経て学長に申請するものとする。

2 前項の申請期限及び修士論文の形式等については、研究科委員会で定める。

(論文審査の付託)

第6条 学長は、修士論文の提出があったときは、審査を研究科長に付託する。

2 研究科長は学長からの付託を受けて、研究科に審査専門委員会を設ける。

(修士論文の審査及び学力の確認)

第7条 修士論文の審査及び学力の確認は審査専門委員会において審議する。

- 2 審査専門委員会は3名以上の大学院担当教員によって構成し、うち1名を主査とする。
- 3 最終試験は、別途定める審査基準に基づく論文審査を中心として、これに関連ある科目・分野について口述または筆記により行うものとする。
- 4 学位授与の可否は、審査専門委員会より提出された報告に基づき研究科委員会で審議し、学長に報告する。

(学位記の授与)

第8条 学長は、教授会並びに研究科委員会の報告に基づき所定の学位記を授与する。

(学位の名称)

第9条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「中国学園大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第10条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学士の学位については教授会において、修士の学位については研究科委員会において別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月16日)

この規程は、令和5年5月16日から施行する。

様式第1号

(1) 学士の卒業証書・学位記

契 印
卒業証書・学位記
氏名 年 月 日生
大学印
本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する。
年 月 日
中国学園大学長 印

(2) 修士の修了証書・学位記

契 印
修了証書・学位記
氏名 年 月 日生
大学印
本学大学院〇〇〇〇研究科〇〇〇〇〇専攻所定の課程を修めて本学を修了したことを認め修士(〇〇〇)の学位を授与する。
年 月 日
中国学園大学長 印

様式第 1 号